

兵庫県公報

令和3年6月29日 火曜日 第220号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 土地改良区の解散認可（農地整備課） | 1 |
| ○ 土地改良区清算人の就任の届出（同） | 2 |
| ○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課） | 2 |
| ○ 漁船保険の付保義務の消滅（同） | 3 |
| ○ 漁船保険の付保義務の発生（同） | 3 |
| ○ 兵庫県資源管理方針の変更（同） | 3 |
| ○ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について（同） | 10 |
| ○ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について（同） | 10 |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課） | 11 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課） | 15 |
| ○ 同 上（同） | 15 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 15 |
| ○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課） | 16 |
| ○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課） | 16 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（東播磨県民局） | 17 |
| ○ 同 上（同） | 17 |
| ○ 同 上（同） | 17 |
| ○ 同 上（同） | 17 |
| ○ 同 上（同） | 18 |
| ○ 同 上（同） | 18 |
| ○ 同 上（同） | 18 |
| ○ 同 上（同） | 18 |
| ○ 同 上（同） | 19 |
| ○ 同 上（同） | 19 |
| ○ 同 上（同） | 19 |
| ○ 同 上（北播磨県民局） | 20 |
| ○ 重要調整池に係る検査の結果（丹波県民局） | 20 |
| 公 告 | |
| ○ 随意契約の相手方等の公示（災害対策課） | 20 |
| ○ 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出の取下げ（都市計画課） | 21 |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同） | 21 |
| ○ 落札者等の公示（管理課） | 22 |
| 教育委員会公告 | |
| ○ 入札公告（県立小野工業高等学校） | 22 |
| 正 誤 | |
| ○ 令和3年3月31日付け兵庫県公報第5号外中 | 24 |

告 示

兵庫県告示第711号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

| | |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
| 下内膳土地改良区 | 令和3年3月30日 |
| 印南土地改良区 | 同 月31日 |



兵庫県告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

印南土地改良区

| 氏名 | 住所 |
|--------|------------------|
| 井上 貞夫 | 加古郡稲美町印南91番地の1 |
| 丸尾 信夫 | 同 郡同 町印南419番地 |
| 高松 秀城 | 同 郡同 町岡2515番地の1 |
| 末松 見佐夫 | 同 郡同 町印南363番地の29 |
| 井上 庄蔵 | 同 郡同 町印南363番地の11 |
| 丸尾 義和 | 同 郡同 町印南273番地 |
| 坂口 芳孝 | 同 郡同 町野谷600番地の6 |
| 植田 文則 | 同 郡同 町印南129番地 |
| 植田 博文 | 同 郡同 町印南142番地の2 |
| 植田 光男 | 同 郡同 町印南161番地の6 |
| 厚見 和保 | 同 郡同 町印南681番地の12 |
| 萩野 良彦 | 同 郡同 町印南646番地の43 |
| 丸尾 寿市 | 同 郡同 町印南406番地の2 |
| 唐木 利広 | 同 郡同 町印南529番地 |
| 畑 雅秀 | 同 郡同 町印南915番地の3 |
| 藤田 武志 | 同 郡同 町印南920番地の2 |
| 西川 和典 | 同 郡同 町印南950番地の8 |
| 中岡 善昭 | 同 郡同 町印南796番地の5 |
| 福嶋 義久 | 同 郡同 町蛸草857番地の3 |
| 武仲 宏明 | 同 郡同 町蛸草837番地の1 |
| 増田 秀樹 | 同 郡同 町中村412番地の2 |



兵庫県告示第713号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

| | | |
|------------|-----|-------------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名 | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項に規定する届出をする漁業協同組合の名称 |
|------------|-----|-------------------------------------|

| | | |
|--|-----|-----------|
| 兵庫県神戸市垂水区宮本町2-23 森 敦 二 同 県同 市同 区塩屋町1-5-28 山 本 善 一 | 神戸市 | 神戸市漁業協同組合 |
| 兵庫県姫路市飾磨区今在家907 藤 原 昭 一 同 県同 市飾磨区宮142 井 上 智 之 | 飾磨 | 姫路市漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年6月29日から同年7月13日まで

(2) 縦覧場所

神戸市加入区 兵庫県神戸市垂水区平磯3-1-10 神戸市漁業協同組合
飾磨加入区 同 県姫路市飾磨区大浜30 姫路市漁業協同組合



兵庫県告示第714号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成29年兵庫県告示第498号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和3年7月7日限りで消滅する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

家島加入区
大津加入区



兵庫県告示第715号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和3年7月8日から発生する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

家島加入区
大津加入区



兵庫県告示第716号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、兵庫県資源管理方針（令和2年兵庫県告示第1229号）を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化に

も寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

1 定義

(1) 特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

(2) 知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

2 知事管理区分に定める事項

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができる。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行する。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせ資源管理を行う。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行う。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

3 漁業者自身による自主的な取組

県は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の県への報告が行われるよう指導を行う。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を国へ報告し、国及び県が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 種苗放流等の取組及び資源管理の進め方

水産資源の維持増大にむけて、種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組を推進する。

今後も資源管理と種苗放流等の相互の取組の連携を図ることとし、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

第7 兵庫県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源に関する具体的な資源管理の方針は「別紙1-1まあじ」、「別紙1-2まいわし対馬暖流系群」、「別紙1-3するめいか」、「別紙1-4くろまぐろ（小型魚）」、「別紙1-5くろまぐろ（大型魚）」及び「別紙1-6まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に定める。

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 |
|------------|--------|
| まあじを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわしの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 |
|-------------|--------|
| まいわしを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（以下「するめいかを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいかの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を

合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 |
|--------------|--------|
| するめいかを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十三号に掲げる漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県日本海定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。

3 兵庫県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある漁業者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1及び第2の2に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、やむを得ない混獲を管理するための数量として0.1トン（第2の3兵庫県その他漁業区分に配分する。残りの数量は第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置漁業区分に配分するものとし、その配分に際しては、知事管理区分毎に以下の当初配分時の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置網漁業区分に以下の追加配分時の比率により配分する。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の下承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

（当初配分時の比率）

| 管理区分 | 比率 |
|-----------------|-----|
| 兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業 | 1.9 |
| 兵庫県日本海定置漁業 | 0.3 |

（追加配分時の比率）

| 管理区分 | 比率 |
|-----------------|-----|
| 兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業 | 0.8 |
| 兵庫県日本海定置漁業 | 0.2 |

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1-5）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業

(i) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1

条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

- ② 対象とする漁業
沿岸まぐろはえ縄漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
- ② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内
ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を
超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者がくろまぐろを採捕する
漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。
- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
- ② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内
ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量
を越えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、4割を本県の留保枠とし、残りの6割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

| 管理区分 | 比率 |
|---------------|-----|
| 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業 | 2.0 |
| 兵庫県その他漁業 | 1.7 |

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（以下「まさば及びごまさばを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 |
|------------------|--------|
| まさば及びごまさばを採捕する漁業 | 5,167隻 |



兵庫県告示第717号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| | |
|----------------|-----------|
| 管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
| 兵庫県まさば及びごまさば漁業 | 現行水準 |



兵庫県告示第718号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

5.8トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|-----------------|-----------|
| 兵庫県日本海沿岸くろまぐる漁業 | 4.7トン |
| 兵庫県日本海定置漁業 | 1.0トン |
| 兵庫県その他漁業 | 0.1トン |

第2 くろまぐる（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

11.6トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|---------------|-----------|
| 兵庫県沿岸まぐるはえ縄漁業 | 3.7トン |
| 兵庫県その他漁業 | 3.2トン |



兵庫県告示第719号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
黄桜株式会社
京都市伏見区塩屋町223
代表取締役社長 松本真治
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
黄桜株式会社丹波工場
丹波篠山市今田町本荘堂ヶ谷1-19
- (3) 特定施設に関する事項

| | | | | | |
|--|----------------------------|------------------|------|---------------|---------|
| 種 | 類 | 10号ニ ろ過施設 | | 10号ニ ろ過施設 | |
| 能 | 力 | 20KL/日 | | 650L/日 | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 既 設 | | 同 左 | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 既 設 | | 同 左 | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 許可後 | | 同 左 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 8時30分～16時30分 7時間 | | 8時30分～12時 1時間 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | | 同 左 | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数) | 5～6 | 5～6 | 3.5～4.5 | 3.5～4.5 |
| | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 2800 | 2900 | 8700 | 9000 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 1800 | 1900 | 5200 | 5500 |
| | 浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L) | 1500 | 1600 | 600 | 800 |
| | 窒 素 含 有 量 (単位 mg/L) | 48 | 50 | 250 | 300 |
| | リン 含 有 量 (単位 mg/L) | 3.8 | 4.0 | 150 | 200 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日) | | 2.7 | 3.0 | 0.15 | 0.65 |

| | | | | | |
|------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 10号へ 蒸留施設 | | 10号へ 蒸留施設 | | 10号へ 蒸留施設 | |
| 2000L/日 | | 同 左 | | 同 左 | |
| 同 左 | | 許可後 | | 同 左 | |
| 同 左 | | 着手後30日 | | 同 左 | |
| 同 左 | | 完成後 | | 同 左 | |
| 8時～17時 9時間 | | 同 左 | | 同 左 | |
| 同 左 | | 同 左 | | 同 左 | |
| 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| 4～5 | 4～5 | 4～5 | 4～5 | 4～5 | 4～5 |
| 20200 | 20500 | 20200 | 20500 | 20200 | 20500 |
| 15400 | 15700 | 15400 | 15700 | 15400 | 15700 |
| 970 | 1000 | 970 | 1000 | 970 | 1000 |
| 280 | 300 | 280 | 300 | 280 | 300 |
| 270 | 290 | 270 | 290 | 270 | 290 |
| 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.3 |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 種 類 | | 排水処理施設 | | | | | | | |
|---|-------------------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 変 更 前 後 の 区 分 | | 変 更 前 | | | | 変 更 後 | | | |
| 型 | 式 | 醸造排水処理設備 | | | | 同 左 | | | |
| 構 | 造 | 鉄筋コンクリート、鋼板 | | | | 同 左 | | | |
| 主 要 寸 法 | | 55.2m×27.15m×7.8m | | | | 同 左 | | | |
| 能 力 | | 450m ³ /日 | | | | 同 左 | | | |
| 汚 水 等 の 処 理 方 式 | | 凝集加圧・活性汚泥・膜ろ過 | | | | 同 左 | | | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 既設 | | | | 同 左 | | | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 既設 | | | | 同 左 | | | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | — | | | | 許可後 | | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 24時間連続 | | | | 同 左 | | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | 毎年9月から翌年6月まで | | | | 同 左 | | | |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分 | 処理前 | | 処理後 | | 処理前 | | 処理後 | |
| | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数) | 6.0～ 7.0 | 6.0～ 7.0 | 6.0～ 7.0 | 6.0～ 7.0 | 5.8～ 8.6 | 5.8～ 8.6 | 5.8～ 8.6 | 5.8～ 8.6 |
| | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 1120 | 1300 | 10以下 | 20以下 | 750 | 1300 | 10以下 | 20以下 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 530 | 620 | 10以下 | 15以下 | 530 | 620 | 10以下 | 15以下 |
| | 浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L) | 130 | 200 | 10以下 | 15以下 | 130 | 200 | 10以下 | 15以下 |
| | 窒 素 含 有 量 (単位 mg/L) | 60 | 70 | 10以下 | 15以下 | 25 | 30 | 10以下 | 15以下 |
| | リン 含 有 量 (単位 mg/L) | 30 | 50 | 1以下 | 3以下 | 3 | 5 | 1以下 | 3以下 |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量 (単位 m ³ /日) | | 400 | 450 | 400 | 450 | 350 | 400 | 350 | 400 |

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 変 更 前 後 の 区 分 | | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|---------------------------------|-----|-------|--|-------|--|
| 排 水 口 名 | | No. 1 | | No. 1 | |
| 排 水 量 (単位 m ³ /日) | 通 常 | 400 | | 350 | |
| | 最 大 | 450 | | 400 | |

| | | | |
|-------------------------|----|---------|---------|
| 水素イオン濃度 (水素指数) | 通常 | 6.0~7.0 | 5.8~8.6 |
| | 最大 | 6.0~7.0 | 5.8~8.6 |
| 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 通常 | 10以下 | 10以下 |
| | 最大 | 20以下 | 20以下 |
| 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 通常 | 10以下 | 10以下 |
| | 最大 | 15以下 | 15以下 |
| 浮遊物質 (単位 mg/L) | 通常 | 10以下 | 10以下 |
| | 最大 | 15以下 | 15以下 |
| 窒素含有量 (単位 mg/L) | 通常 | 10以下 | 10以下 |
| | 最大 | 15以下 | 15以下 |
| りん含有量 (単位 mg/L) | 通常 | 1以下 | 1以下 |
| | 最大 | 3以下 | 3以下 |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和3年6月29日から同年7月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び丹波篠山市環境みらい部市民衛生課



兵庫県告示第720号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(2級基準点測量)
- 2 作業期間
令和2年10月14日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市越水字社家郷山及び湯元町地内



兵庫県告示第721号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量)
- 2 作業期間
令和2年9月14日から令和3年5月11日まで
- 3 作業地域
宍粟市山崎町加生地内



兵庫県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年6月29日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年6月29日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|------------------------|----|------------------|--------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 国道 179号 | たつの市新宮町井野原字畑田下132番13から | 旧 | 7.0から 10.0まで | 147.0 | |
| | 同 市新宮町井野原字下新田57番1まで | 新 | 11.0から 27.0まで | 147.0 | |



兵庫県告示第723号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| 桃島 (310020002) | 豊岡市城崎町桃島(別図1のとおり) | 地滑り |
| 上山 (310020003) | 豊岡市城崎町上山(別図2のとおり) | 地滑り |
| 森本 (310030005) | 豊岡市竹野町森本(別図3のとおり) | 地滑り |
| 万場仲ザミ (310040013) | 豊岡市日高町万場(別図4のとおり) | 地滑り |

(別図1から別図4までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市町の名称 | 都市計画の種類 | 都市計画の名称 |
|------------|---------------------------|---------------|
| 三田市 赤穂市 | 阪神間都市計画生産緑地地区 西播都市計画道路 | 3.4.553 塩屋野中線 |


~~~~~

**兵庫県告示第725号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 指定する貯水施設の所在地  
高砂市阿弥陀町阿弥陀字馬ヶ谷2267、高砂市阿弥陀町阿弥陀字山ノ端1717
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称        | 住所              | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------|--------|
| 阿弥陀西部水利組合 | 高砂市阿弥陀町阿弥陀870—2 | 黒田憲一   |

- 3 指定する理由  
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。
- ~~~~~

**兵庫県告示第726号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 指定する貯水施設の所在地  
高砂市阿弥陀町阿弥陀字池ノ上1996—3
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称        | 住所              | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------|--------|
| 阿弥陀西部水利組合 | 高砂市阿弥陀町阿弥陀870—2 | 黒田憲一   |

- 3 指定する理由  
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。
- ~~~~~

**兵庫県告示第727号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 指定する貯水施設の所在地  
高砂市阿弥陀町阿弥陀字香呂山697
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称        | 住所              | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------|--------|
| 阿弥陀西部水利組合 | 高砂市阿弥陀町阿弥陀870—2 | 黒田憲一   |

- 3 指定する理由  
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。
- ~~~~~

**兵庫県告示第728号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定す

る。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 指定する貯水施設の所在地  
高砂市阿弥陀町北山字村ノ北285
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称     | 住所             | 代表者の氏名 |
|--------|----------------|--------|
| 北山水利組合 | 高砂市阿弥陀町北山113—3 | 駒井保彦   |

- 3 指定する理由  
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第729号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 指定する貯水施設の所在地  
高砂市阿弥陀町魚橋字山田1437
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称     | 住所              | 代表者の氏名 |
|--------|-----------------|--------|
| 魚橋水利組合 | 高砂市阿弥陀町魚橋1116—1 | 増田和郎   |

- 3 指定する理由  
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第730号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 指定する貯水施設の所在地  
高砂市阿弥陀町魚橋字宇戸1565
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称     | 住所              | 代表者の氏名 |
|--------|-----------------|--------|
| 魚橋水利組合 | 高砂市阿弥陀町魚橋1116—1 | 増田和郎   |

- 3 指定する理由  
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第731号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

- 1 指定する貯水施設の所在地

高砂市阿弥陀町魚橋字反田800

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称    | 住 所            | 代表者の氏名 |
|--------|----------------|--------|
| 生石水利組合 | 高砂市阿弥陀町魚橋759—1 | 野々村 正  |

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第732号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

1 指定する貯水施設の所在地

高砂市北浜町西浜字土田437

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|--------|--------------|--------|
| 西浜水利組合 | 高砂市北浜町西浜1121 | 芦谷博務 |

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第733号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

1 指定する貯水施設の所在地

高砂市北浜町北脇字寺前271

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称    | 住 所           | 代表者の氏名 |
|--------|---------------|--------|
| 北脇水利組合 | 高砂市北浜町北脇219—1 | 井神兄雄   |

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第734号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

東播磨県民局長 小川佳宏

1 指定する貯水施設の所在地

高砂市北浜町北脇字村ノ内498

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|--------|---------------|--------|
| 北脇水利組合 | 高砂市北浜町北脇219-1 | 井神 兄雄 |

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第735号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月29日

北播磨県民局長 上田 賢一

1 指定する貯水施設の所在地

西脇市黒田庄町喜多字秋谷山1518番2

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称 | 住所 |
|----------|--------------|
| 黒田庄町喜多地区 | 西脇市黒田庄町喜多201 |

3 指定する理由

西脇市黒田庄町喜多地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第736号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年6月29日

丹波県民局長 今井 良広

1 重要調整池の所在地

丹波市市島町下竹田字鳥池2240他48筆、宇林ヶ谷2142外24筆及び宇石原4420外13筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-----------------|-----------------------|-------------|
| 合同会社メガソーラー市島発電所 | 東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号 | 職務執行者 松澤 和浩 |

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年6月29日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

兵庫県フェニックス防災システム運營業務

2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
43,670,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(C)(i)による。



大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出の取下げ

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、変更届出書（以下「届出書」という。）の提出があった次の大規模小売店舗については、その届出書が取り下げられたので、次のとおり公告する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アステアかさい
所在地 加西市北条町北条字溝川28番1
- 2 届出書の提出及びその公告の日
提出年月日 令和3年3月19日
公告年月日 令和3年4月6日
- 3 取下げ年月日
令和3年6月9日



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）尼崎大庄川田町商業施設A区画
所在地 尼崎市大庄川田町77番の一部
- 2 法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見の概要
（地域産業課）
 - ・ 隔地駐車場については、当該敷地から直接出入りできる構造としないようにされたい。
 （産業廃棄物対策担当）
 - ・ 産業廃棄物の発生抑制及び資源化再利用を積極的に推進されたい。
 - ・ 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物処理法の保管基準に従い、適正に保管されたい。
 - ・ 産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従い、適正に処理されたい。
 - ・ 特別管理産業廃棄物が発生する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置されたい。
 - ・ 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は混在しないよう区分して保管し、適正に処理されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和3年6月29日から1月間

~~~~~  
**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年6月29日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
統合宛名管理システム等機器 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年6月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
富士通リース株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通7丁目1-5
- 5 落札金額  
776,424円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年4月23日

**教育委員会公告****入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年6月29日

契約担当者

兵庫県立小野工業高等学校長 東 矢 憲 了

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
兵庫県立小野工業高等学校産業機器等調達
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
令和4年2月28日（月）
  - (4) 納入場所  
入札説明書等による。
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申し込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調

達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒675-1335 小野市片山町1034-1

兵庫県立小野工業高等学校 担当 藤原

電話 (0794) 63-1941 F A X (0794) 63-1943

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年6月30日(水)から同年7月14日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

- (3) 申込書の提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

令和3年7月1日(木)から同月14日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

- (4) 入札・開札の日時及び場所

令和3年8月10日(火)午前10時 兵庫県立小野工業高等学校 会議室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年8月6日(金)午後5時までに、上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年8月5日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和3年10月12日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ

に違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の締結

ア 契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年兵庫県条例第9号）第3条の規定に基づき、議会の議決を要するので、落札者は、落札決定の日から7日以内に、契約担当者から交付された契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

イ 落札決定後、議会の議決までの間に、落札決定した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toya Yoshinori, Principal of Hyogo Prefectural Ono Technical Senior High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Principal of Hyogo Prefectural Ono Technical Senior High School Industrial Equipment Procurement

(3) Contract fulfillment period:

February 28 2022

(4) Contract fulfillment place:

Depends on the bid instructions

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 14, 2021

(6) Deadline for tender:

10:00 August 10, 2021 by direct delivery;

17:00 August 6, 2021 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Fujiwara, Administrative Office, Ono Technical Senior High School

1034-1 Katayamacho, Ono, Hyogo 675-1335

TEL (0794)63-1941 FAX (0794)63-1943

正

誤

○令和3年3月31日付け（兵庫県公報第5号外）

兵庫県規則第10号（行政手続における押印の廃止のための関係規則の整備に関する規則）中



| (ページ) | (行)  | (誤)       | (正)       |
|-------|------|-----------|-----------|
| 7     | 下から3 | 「ので」を「から」 | 「から」を「ので」 |